

## 主な論点に係る現状について

### 1 国の動向

#### (1) 自転車活用推進法（抄）

##### ・附則第三条2項

政府は、自転車の運転によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### (2) 自転車活用推進計画（抄）

##### ・1.(2) 計画期間

東京オリンピックの開催を契機に、長期的な展望を視野に入れつつ2020年度までとする。 → 今年度中に次期計画策定予定

##### ・4.(5) 附則に対する今後の取組方針

地方公共団体に対して、条例等による損害賠償責任保険等への加入促進を図ることを要請する → 平成31年2月に下記の標準条例により技術的助言

自転車損害賠償責任保険等への加入促進に関する標準条例について（技術的助言）【抄】

- ・自転車を利用する者、未成年者を監護する保護者、事業者、自転車貸付事業者はそれぞれ自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない（第3条）
- ・自転車小売事業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入使用とする者に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない（第4条）

### 2 都道府県における主な現状

#### (1) 自転車に関する条例及び主な論点に係る内容

	条例	ヘルメット着用の義務	自転車損害賠償保険の加入義務			小売業者による保険確認の義務
			一般	業に対する業	貸付業者	
都道府県数	26	3 (18)	15 (11)	15 (8)	14 (7)	7 (11)

※ 上記は施行予定の義務を含む。（ ）は努力義務の数。他都府県において罰則規定はなし。  
ヘルメット着用の義務及び努力義務の数は、幼児や高齢者といった対象を限定しものを含む。

#### (2) 他都府県における自転車に関する条例と現状（例）

	北海道	京都府	東京都	高知県
ヘルメット（対象）	H30.4.1施行 努力義務 （自転車利用者）	H30.4.1施行（改正） 義務 （6歳未満の同乗幼児）	R2.4.1施行（改正） 努力義務 （自転車利用者）	R2.4.1施行 努力義務 （児童等）
保 険	一般	努力義務	義務	努力義務
	業に供 する業 者	義務	義務	努力義務
	貸付	義務	義務	努力義務
保険確認	-	努力義務	努力義務	-

#### (3) ヘルメット着用を義務化している都府県

【京都府：H30.4】

- ・自転車利用者（幼児用乗車装置に幼児（6歳未満の者）を乗車させるとき、当該幼児への着用）

【鹿児島県：H29.3】

- ・自転車利用者（幼児用乗車装置に幼児を乗車させるとき、当該幼児への着用）
  - ・保護者（監護する幼児、児童又は生徒への着用）
- 《努力義務：自転車利用者、高齢者・購入・借受者への助言》

【静岡県：H31.4】

- ・自転車利用者（幼児用座席に幼児を乗車させるとき、当該幼児への着用）
  - ・児童及び生徒（通学のため利用するとき）
- 《努力義務：保護者（幼児、児童又は生徒への着用）、高齢者への助言》

### 3 道における主な現状

- ・自転車事故発生状況【H29：1,457件 → R1：1,446件】
- ・自転車死傷者のヘルメット着用率【H29：4.1% → R1：4.4%】
- ・貸付業者における自転車保険加入率【H30.10：約61% → H31.4：約80%】
- ・タンDEM自転車の公道走行が解禁【R2.4】
- ・一部路線バスへの自転車積載の取組を函館バスや宗谷バスが実施【R1】  
（JR、道南いさりび鉄道、札幌市地下鉄及び市電は輪行袋での持込みが可能）

以上